

食品衛生管理に関する技術検討会 開催要領

平成 29 年 3 月 14 日

(最終改正：令和元年7月1日)

厚生労働省医薬・生活衛生局

1. 趣旨

平成 30 年 6 月に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者を対象として、HACCP に沿った衛生管理を公布日から 2 年を超えない範囲において政令で定める日から求めることとなる（施行後 1 年間は経過措置期間とし、現行基準を適用する）。

また、制度化に際し、事業者の負担軽減を図るため、各食品等事業者団体等が「HACCP に基づく衛生管理」又は「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」への対応のための手引書を策定するとともに、厚生労働省において助言、確認を行った手引書については、その内容に基づき地方自治体が事業者指導を行うことにより統一的な運用に資することとしている。

以上のことから、改正法の施行に向け、政省令等における関係規定の検討並びに各食品等事業者団体が作成する手引書の助言及び確認に際して専門家の意見が必要となるため、「食品衛生管理に関する技術検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) HACCP に沿った衛生管理の制度化に当たって、政令で定める取り扱う食品の特性に応じた取組が可能な営業者、省令で定める公衆衛生上の措置等に関する事項
- (2) 食品等事業者団体等が作成した業種別の手引書の案の内容に関する事項
- (3) その他必要な事項

3. 検討会の構成及び運営

- (1) 検討会の構成員は、学識経験者、地方行政担当者、業種横断的な食品事業者団体、食品認証団体等、計 10 名程度とする。
- (2) 構成員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 検討会は必要に応じ、国立保健医療科学院及び農林水産省の職員並びに有識者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会には、座長を置き、構成員の互選により定める。
- (5) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (6) 構成員は検討会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 HACCP 企画推進室において行う。
- (8) 検討会は特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開とする。

(別紙)

構成員名簿

氏名	所属・役職
朝倉 宏	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長
荒木 恵美子	(公社) 日本食品衛生協会 学術顧問
◎五十君 静信	東京農業大学応用生物科学部農芸化学科 生物機能・制御化学分野応用微生物学研究室 教授
池田 佳代子	株式会社三菱総合研究所ヘルスケア・ウェルネス事業本部 ヘルスケア・ウェルネス産業グループ 主任研究員
稲見 成之	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長
畝山 智香子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会品質保証本部総合品質保証担当
斉藤 聡	北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課長
関根 吉家	(一社) 日本能率協会審査登録センター システム審査部技術部長
富松 徹	(一財) 食品産業センター技術環境部長

◎座長